

個人向け国債 契約締結前交付書面

2025. 10. 1

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

手数料など諸費用について

- ・個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただき、売買手数料・口座管理手数料は頂戴いたしません。
- ・個人向け国債を中途換金する際、原則として※下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。
 - 変動 10 年：直前 2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定 5 年：2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
 - 固定 3 年：2 回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

※ 発行から一定期間の間には中途換金する場合には、上記の中途換金額が異なることがあります。詳しくは、お取引のある本店又は支店にお問い合わせください。

〈個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要〉

当行における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・個人向け国債の募集の取扱い
- ・個人向け国債の中途換金の為の手続き

〈個人向け国債に関する租税の概要〉

お客様に対する課税は、以下によります。

- ・個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

〈譲渡の制限〉

- ・個人向け国債は、発行から 1 年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者ご本人がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から 1 年以内であっても中途換金が可能です。
- ・個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。
- ・当行でお取扱いする個人向け国債は、その利子支払日の 9 営業日前から 3 営業日前まで（但し、最終利子支払日の場合は前営業日まで）の間を約定日とするお取引はできません。

〈当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要〉

当行は登録金融機関業務を行います。当行において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座（振替決済口座）の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電子交付による場合を含みます）。

〈当行の概要〉

商 号 等	株式会社北海道銀行 登録金融機関 北海道財務局長（登金）第1号
本店所在地	〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 一般社団法人全国銀行協会
認定投資者保護団体	当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。
資 本 金	935億円
主 な 事 業	銀行業、登録金融機関業務
設 立 年 月	昭和26年3月
連 絡 先	お取引に関して、ご質問・ご不明な点等がございましたらお取引店または以下の窓口にご連絡ください（受付時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日除く））。

【お取引全般に関する窓口】

担当部署 株式会社北海道銀行 個人ソリューション部
住 所 〒060-8676 札幌市中央区大通西2丁目5番地
電話番号 0120-950-060（*3を選択してください）

【ご郵送・電子交付した帳票に関する窓口】

担当部署 株式会社北海道銀行 市場業務室
住 所 〒003-0003 札幌市白石区東札幌3条1丁目2-33 東札幌道銀ビル
電話番号 0120-950-060（*1を選択してください）

【苦情・トラブル等に関する窓口】

担当部署 株式会社北海道銀行 お客様相談室
住 所 〒060-8676 札幌市中央区大通西2丁目5番地
電話番号 011-251-1336

〈金融 ADR 制度のご案内〉

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」または「一般社団法人全国銀行協会」を利用することができます。

なお、いずれも公的な第三者機関であり、当行の関連法人ではありません。

【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）】

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号 0120-64-5005

受付時間 月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日除く）

【一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室】

住 所 〒100-8216 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 1 号 銀行会館

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

受付時間 月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日除く）